

病気の子どもへの 支援ガイド

このガイドは、病気のために日常的に支援を必要としている病弱・身体虚弱の子どもたちへの学校での教育支援についてまとめたものです。



平成28年3月
秋田県教育委員会

病気の子どもの状況

近年、病気で入院する子どもの入院期間が短期化し、その間に教育を受ける子どもの数が減少しています。しかし、小児慢性疾患の中には小児がんのように、まだ長期間の治療を必要とする疾患があります。

また、治療方法や治療への考え方が変化し、短期間の入退院を繰り返したり、退院後も通院・自宅療養が必要であったり、あるいは感染予防などが必要になったりするケースが増えてきています。通学して学習している場合でも、心疾患のように病状に応じて生活管理を必要とするケースもあり、一人一人の病状に合わせた細やかな配慮が必要となります。

病気の子どもの担任になったら…

子どもの「病気」 についての理解

病名が同じ病気であっても、病状や治療方法は一人一人違います。日常的に必要な配慮、体調の悪いときの具体的な対処の方法、服薬や処置の仕方、運動や食事など日常生活を送る上での制限等、様々な情報を得る必要があります。



病気の「不安」 についての理解

病気や入院等によって子どもの生活は大きく変化します。子どもが抱く不安は、年齢や発達段階、病気の種類、本人の性格によって様々です。子どもと関わる教師は、本人が自分の病気のことについてどのように理解しているのか、何に一番不安を感じているのか、保護者はどのように考えているのかについてよく理解し、気持ちに寄り添った支援を考えていきます。

病状の「変化」 への対応

病状や治療の経過によって、本人や保護者の思いも変化していきます。それらに柔軟に対応しながら、現在必要な支援について本人や保護者と具体的に相談していきます。



病気の子どもを支えるために



保護者との情報共有

病気の子どもを理解し、適切な支援を行うためには、最初に保護者と話し合う時間を設けてください。その際、学級担任だけでなく、管理職や養護教諭、特別支援教育コーディネーター等も同席し情報を共有することが大切です。

主治医との連携、病気に関する具体的な配慮点、学習に関する状況、病状に対する本人の自己理解と保護者の方針等を確認します。



医療関係者との情報共有

病名はもちろん、治療や処置の内容、飲んでいる薬の名前などは、すべて個人情報です。守秘義務があることを踏まえながら、本人・保護者の了解を得て、病状や学校生活を送る上での配慮点について主治医に確認します。また、子どもによってはリハビリテーションを行う理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等と連携しながら指導を進めていくことになります。しかし、リハビリテーションの内容をそのまま授業で行うということではなく、「自立活動」の指導をはじめとする教育活動は、担当教員が責任をもって計画し、実施することとなります。



校内支援体制の整備

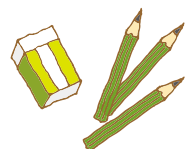
子どもの学校生活における配慮点を校内の教職員が共通理解するとともに、病状の変化等により緊急の対応が必要になることがあるため、校内の緊急体制を整備し、日頃から主治医や緊急搬送する病院等、関係機関と連携する必要があります。また、日常的に医療的ケアを必要とする場合や、行動上の課題がある場合など、病気や障害の種類によっては、安全面について特別な配慮を必要とすることがあるので、養護教諭や特別支援教育コーディネーターと協力し、適切な校内支援体制を整備することが大切です。



学校間連携（転校する場合、「通級による指導」を受ける場合）

病院内の特別支援学級や特別支援学校に転校する場合には、基本的に子どもの学籍のある学校が教育に関して責任をもって行います。しかし、病気の回復とともに地元の小・中学校（前籍校）へ戻ることを考えると、前籍校と転校先の学校がつながりを保ちながら教育を行っていく必要があります。

また、転校をせずに「通級による指導」を受ける場合は、在籍校である小・中学校の責任のもと、通級指導校と連携しながら進めます。



病気の子どもの学習の場

病弱・身体虚弱の子どもたちへの教育支援は、病状や必要とされる支援の内容等に応じて、小・中学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場で教育を受けることができるようにすること、それらを連続性のあるものにしていくことが大切です。



小・中学校へ通学している子ども

○ 通常の学級

病気の子どもの多くは、小・中学校の通常の学級で健康面や安全面に留意しながら学習しています。また、継続的な治療や特別な配慮・支援が必要な場合でも、病状や学習環境の整備状況によっては、通常の学級で留意して指導することが適当な場合があります。



○ 病弱・身体虚弱特別支援学級

小・中学校に設置されている病弱・身体虚弱特別支援学級には、継続的に医療や生活管理が必要な子どもが在籍しています。病状によっては授業時数や、学習空白に対する配慮をします。また、病気の状態の理解や生活管理、健康状態の維持・改善や体力の回復・向上を図るための「自立活動」の指導も行われています。

特別支援学校へ通学している子ども

病状により、健康面や生活面での規制や配慮が必要であり、一定期間の通院・入院が必要と医師に判断された場合に、特別支援学校で教育を受ける場合があります。

県立秋田きらり支援学校では、肢体不自由者及び病弱者である子どもに対する教育を行っており、小・中学校に準ずる教育を受けることができます。



<参考> 高等学校に通学している生徒への支援



高等学校にも病弱・身体虚弱の生徒は在籍しています。保護者と学校が相談を重ね、医療と連携しながら学習環境や必要な教育支援について検討します。具体的な対応については、病状に応じて学校全体で教職員、他の生徒の共通理解を図りながら進めていきます。

【高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化】

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育が制度化されました。

- ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型^{*1})の制度化【全ての高等学校・特別支援学校高等部】
- ② オンデマンド型教育^{*2}の特例の創設【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入【特別支援学校高等部のみ】

※1 同時双方向型: 学校からインターネット等を利用し、リアルタイムに双方向で授業配信を行う方式

※2 オンデマンド型: 事前収録された授業をインターネット等で配信し、視聴可能な時間に受講する方式





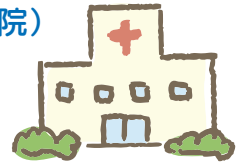
入院している子ども

○ 病院内の病弱・身体虚弱特別支援学級

病院の近隣にある小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級が病院内に設置されています。病院と連携を密にしながら、一人一人の病状に応じた小・中学校に準ずる教育を行っています。

- ・ 大館市立有浦小学校、大館市立第一中学校(大館市立総合病院)
- ・ 秋田市立川尻小学校(市立秋田総合病院)
- ・ 秋田市立広面小学校、秋田市立城東中学校(秋田大学医学部附属病院)

※対象児童生徒が在籍する場合に設置しています。



○ 「通級による指導」(学籍を移さない)

短期間の入院であるため転学が困難な場合には、「通級による指導」を受けられる場合があります。在籍校と連携しながら、病気による心理的な課題への対応として「自立活動」の指導を行っています。

- ・ 秋田市立広面小学校(秋田大学医学部附属病院)
- ・ 県立秋田きらり支援学校(中通総合病院)
- ・ 県立ゆり支援学校(由利組合総合病院)

※「通級による指導」の実施状況については各校で異なりますので、詳しくは通級指導校へご相談ください。

○ 特別支援学校による病院訪問教育(学籍を移す)

特別支援学校に転校した子どもに対して、特別支援学校の教師が病院を訪問して教育を行っています。病気の理解や心理的な安定を図るため「自立活動」の指導を行っています。また、県立秋田きらり支援学校では、小・中学校に準ずる教育も行っています。

- ・ 県立秋田きらり支援学校(中通総合病院)
- ・ 県立ゆり支援学校(由利組合総合病院)

※この他、重度・重複障害のある子どもに対して、県立秋田きらり支援学校(県立医療療育センター)と県立ゆり支援学校道川分教室(国立病院機構あきた病院)が病院訪問教育を行っています。



退院直後の子ども

入院治療が終了して退院した後、すぐに通常の学校生活に戻ることが難しい場合は、自宅での療養期間を経て、徐々に体と心を整えていくことになります。学習の遅れや、久しぶりの学校生活に不安を抱く子どもも少なくありません。学級担任は、保護者と連携して子どもの心の動きに寄り添いながら、子どもが取り組みやすい内容の学習課題を準備したり、友達の励ましの手紙を届けたりしながら、不安を少しずつ和らげるようにします。



指導における「合理的配慮」の観点と例

◎合理的配慮

「合理的配慮」は、障害のある子どもが十分に教育を受けられるように、学校の設置者及び学校が、必要かつ適当な変更・調整を行うことです。保護者と十分に話し合い、お互いに共通理解を図った上で実施します。

合理的配慮のうち、「教育内容・方法」について紹介します。

○学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるように指導を行います。

- 服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底を確実にする指導
- 必要に応じて休憩をとるなどの弾力的な対応

○情報・コミュニケーション及び教材の配慮

病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供します。

- 友達との手紙やメールの交換
- テレビ会議システムを活用したリアルタイムのコミュニケーション
- インターネット等を活用した疑似体験



○学習内容の変更・調整

病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行います。

- 習熟度に応じた学習内容の調整や教材の準備
- 体育等の実技を実施可能なものに変更
- 入院による学習空白を考慮した学習内容への変更・調整
- 調理実習でのアレルギーを配慮した食材の変更



○学習機会や体験の確保

入院時の教育の機会や、短期間で入退院を繰り返す子どもの教育の機会を確保します。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるよう指導します。

- 体験活動の積極的な取り入れ
- ビニール手袋を着用して物に直接触れる等、感染予防対策を考慮した指導
- ICTを活用した理科実験

「支援体制」(※P2参照)

- 専門性のある指導体制の整備
- 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発
- 災害時の支援体制の整備

「施設・設備」

- 校内環境のバリアフリー化
- 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○心理面・健康面の配慮

入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的な指導や環境の調整を行います。

- 本人の不安への傾聴、好きな活動の紹介、心のケア
- 体調に配慮した室温の設定



Q1 短期間の入院でも転校をしなければいけませんか。

A1 学習の保障や学習中の事故への対応などについて、在籍校が責任をもって指導するためにも、転校して教育を受けることが原則となります。しかし、転校の手続きに時間を要したり、入院期間が短期間であったり、あるいは本人自身が転校を望まなかったりという理由で、保護者が転校を希望しないことがあります。この場合は在籍校が教育支援を行うこととなりますが、病院によっては「通級による指導」を利用できる場合があります。

Q2 学習空白に対して、どのような点に配慮して指導したらよいですか。

A2 学習空白が繰り返し起こり学習が何度も分断されることにより、系統的な理解を阻んだり、誤学習につながったりすることがあります。必要に応じて下学年の内容を含めて指導したり、教科等を合わせて指導したりすることで、関連した内容を理解し、深化させることができます。

なお、指導の際は子どもの自尊感情について配慮することが必要です。使用する教科書内の必要な単元を取り出してプリント化するなどの工夫をしたり、子どもに適した教材を作成したりするなどの配慮をすることが大切です。



Q3 病院の日課や病状によって学習時間に制限があり、1単位時間を45分で設定することが難しい状況です。

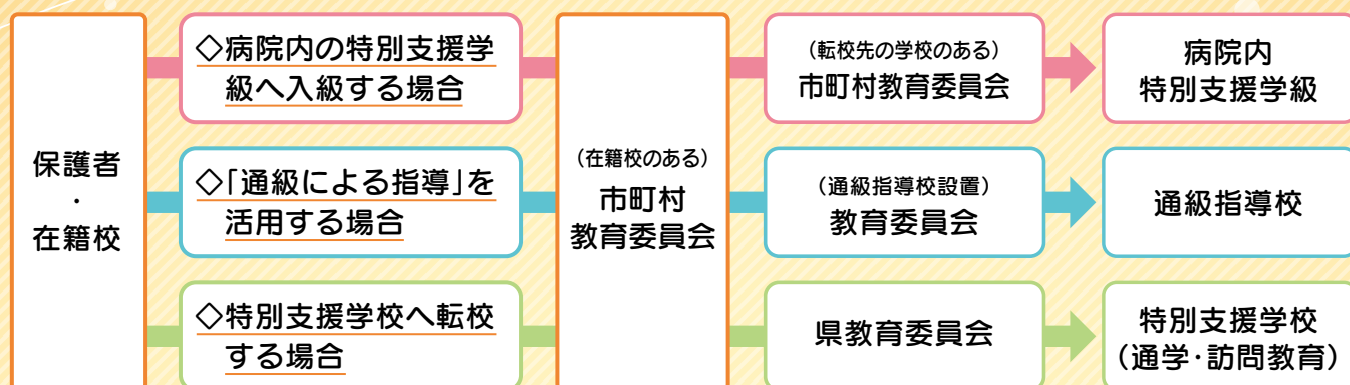
A3 各学校において、授業の1単位時間を適切に定めることができます。これは、各教科等の年間授業時数を確保した上で実施できる規定となります。教科の内容によっては、10分間程度の学習を毎日行うなど、授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあるため、教育的配慮に基づいて適切に設定します。



Q4 進行性疾患の子どもへ指導する際の配慮点を教えてください。

A4 進行性疾患とは、病状が進行する病気のことです。特定の病気の中には、治療効果がないため病状が進行するものや、原因が不明または治療方法が確定していないため病状が進行するものがあります。これらの進行性疾患は、どのような経過を経て機能が低下していくのか、学習面への影響はあるのか、ライフステージを見通した場合に、学校教育で取り組まなければならないことは何かについて理解し、進めることが必要です。個々の病状を理解して、子どもの現在の状況に即した指導を行うことが大切です。

具体的な手続きの流れ



関係機関

○市町村教育委員会

- 病弱・身体虚弱特別支援学級の入級手続きや、他市町村の小・中学校への転校、特別支援学校への転校について相談できます。

○教育事務所・出張所、総合教育センター

- 教育事務所・出張所では、特別支援教育セミナーによる研修支援、専門家・支援チームによるケース相談ができます。総合教育センターでは、本人・保護者・担任への教育相談を行っています。

機 関 名	所 在 地	電話番号
北教育事務所	北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	0186-62-1217
同 鹿角出張所	鹿角市花輪字六月田 1	0186-23-3302
同 山本出張所	能代市御指南町 1-10	0185-52-3369
中央教育事務所	秋田市山王四丁目 1-2	018-860-3244
同 由利出張所	由利本荘市水林 366	0184-22-3673
南教育事務所	横手市四日町 3-23	0182-32-1101
同 仙北出張所	大仙市大曲上栄町 13-62	0187-63-3477
同 雄勝出張所	湯沢市千石町二丁目 1-10	0183-73-1106
総合教育センター(支援班)	潟上市天王字追分西 29-76	018-873-7215

○県立ゆり支援学校道川分教室・県立秋田きらり支援学校

- 教育相談、研修支援、通級による指導(県立秋田きらり支援学校)を受けることができます。

学 校 名	所 在 地	電話番号
県立ゆり支援学校道川分教室	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-62-6136
県立秋田きらり支援学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢 3-127	018-889-8573

引用・参考文献

- ・「教育支援資料」(平成25年10月 文部科学省)
 - ・「病気の子どもガイドブック」(平成24年3月 全国特別支援学校病弱教育校長会)
 - ・「病気の子ども理解のために」(平成20年3月 全国特別支援学校病弱教育校長会)
- <http://www.nise.go.jp/portal/elearn/shiryoku/byoujyaku/supportbooklet.html>

<お問い合わせ>

秋田県教育庁

義 務 教 育 課 指 導 班

☎ 018-860-5148

特別支援教育課 指導班

☎ 018-860-5135